

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組方針について

当行は、新規融資や貸付条件の変更等の申込みへの対応、およびお客様の経営相談・経営改善に向けた取組みに関する支援を適切に行うため「金融円滑化の基本方針」を定め、地域への円滑な資金供給を実施するとともに、貸付条件の変更に可能な限り対応するよう努めてまいりました。

平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来いたしますが、当行では上記基本方針に変更はなく、これまで同様地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

金融円滑化の基本方針より

(一部抜粋)

基本的な考え方

- (1) 当行は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の趣旨を踏まえ、中小企業および住宅資金ご利用のお客様の返済負担軽減を図るため、貸付条件変更等のご相談・お申込みに対し、適切かつ柔軟に対応します。また、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故で被害を受けられたお客様に対しては、お客様が置かれている状況やニーズに十分配慮しつつ対応します。
- (2) 中小企業のお客様からのお申込み
 - ① お客様から貸付条件変更等のお申込みがあった場合は、経営改善計画や事業再生計画を検討のうえ、返済負担の軽減に向け可能な限り努力します。
 - ② お客様の経営改善計画や事業再生計画の策定を可能な限り支援します。
 - ③ お客様が当行以外の金融機関とお取引がある場合には、当該金融機関と緊密な連携を図りつつ、返済負担の軽減に向け可能な限り努力します。また、事業再生ADR手続きや企業再生支援機構を通じた事業の再生手続きのご依頼を受けた場合にも緊密な連携を図り、可能な限り努力します。
 - ④ 貸付条件変更等を行った場合でも、お客様からの新規融資等のお申込みについて、資金繰りや損益状況を確認のうえ、可能な限り努力します。
- (3) 住宅資金をご利用のお客様からのお申込み
 - ① お客様から貸付条件変更等のお申込みがあった場合は、財産や収入状況等を確認のうえ、返済負担の軽減に向け可能な限り努力します。
 - ② 住宅資金をご利用のお客様が当行以外の金融機関や住宅金融支援機構とお取引がある場合には、当該金融機関等と緊密な連携を図りつつ、返済負担の軽減に向け可能な限り努力します。

お問い合わせはフリーダイヤル(0120-76-2940)または、お近くの福島銀行本支店窓口までお願いします。

